

## IECEX システムの下に運営される検査機関からの検査等データの取扱いについて

防爆構造電気機械器具は労働安全衛生法の定めにより型式検定の対象とされており、新規型式検定の申請に際しては、機械等検定規則第 6 条第 1 項第 4 号に基づき、当該機械器具についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面を型式検定実施者に提出することとされております（単品として製造された場合を除きます。）。

外国で製造された防爆構造電気機械器具について、外国の製造者が申請する場合及び当該機械器具をわが国に輸入する場合もこの規定が適用されるため、当該機械器具についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面を提出する必要があります。

この試験の結果を記載した書面については、機械等登録型式検定機関業務規程の改正により、今後は、申請者（又は製造者）が自ら実施した試験の結果を記載した書面に限定せず、申請者（又は製造者）が当該機械器具について、国際的な枠組みである IEC 防爆電気機器規格適合試験制度（IECEX システム）の下に運営される検査機関の検査を受け、その検査等データを新規検定申請書に添付してきた場合も申請書を受理いたします。その場合、添付された検査等データが適正であることを下記に示す基準に基づいて確認のうえ、審査に活用いたします。

なお、当協会が検定の審査に用いる基準は IEC 規格そのものではありませんので、添付された検査等データを以って直ちに検定合格証を発行できるものではなく、これまで同様、必要な追加又は補足的な試験は実施いたします。

### 記

#### 検査等データが適正であることを確認するための基準

- (1)試験結果報告書（TR）を発行した認証機関（ExCB）及び試験を行った試験機関（ExTL）が IECEX システムに登録されている機関であること、
- (2)試験結果報告書（TR）の発行に関わった認証機関（ExCB）及び試験機関（ExTL）について、その試験結果報告書（TR）の信頼性に疑念を抱かせるような指摘が IECEX システムから行われていないこと、
- (3)発行された試験結果報告書（TR）に適用される IEC 規格と、試験結果報告書（TR）の発行に関わった認証機関（ExCB）及び試験機関（ExTL）が取得している適用規格とが一致していること、及び
- (4)発行された試験結果報告書（TR）に示された検査等データが IEC 規格に沿って作成されており、示されたデータ等に不明な点がないこと。

（根拠：機械等登録型式検定機関業務規程第 1 1 条第 1 項(3)）

以上